

# 加西市生涯学習事業補助金交付要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、加西市教育事業（教育委員会関係）補助金交付要綱第14条に基づき、教育委員会が「加西市生涯学習事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、主に市域を対象とし、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市の生涯学習の発展に寄与すること。
- (2) 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。
- (3) 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。
- (4) 団体内にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。
- (5) 市の他の助成金等の交付を受けていないこと。

## (補助対象団体の要件)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、以下の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人または任意の市民団体であること。
- (2) 主に市内で活動が行われていること。
- (3) 原則として5名以上で構成され、かつ、構成員の1/2以上が加西市内に在住、在勤または在学していること。
- (4) 団体及び団体の構成員が加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者でないこと。

2 前項の要件を備えている団体であっても、政治活動、宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体は除外する。

## (活動期間)

第4条 補助の対象となる事業の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## (補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、第2条に掲げる活動に直接必要となる経費であり、次の名号に掲げるものとする。

- (1) 講師等の謝礼及び旅費、交通費

- (2) 事業に必要な消耗品費及び広報に係るチラシ等の印刷製本費
- (3) 事業に係る通信費
- (4) 会場等の使用料及び借上料
- (5) ボランティア保険料等の事務関係費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、加西市教育長（以下「市教育長」という。）が特に必要と認めるもの。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に定める補助金の必要対象経費の実支出額とし、補助金額は予算の範囲内で1団体当たりの上限額は10万円とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとする。

2 補助金の交付は、1団体につき年1回までとし、通算3回を限度とする。

（事業計画書及び事業報告書）

第7条 補助金交付申請書には事業計画書を、補助金実績報告書には事業報告書を添えて、市教育長に提出しなければならない。

（その他）

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。